

6/3スタート 太陽光パネル設置費用の 一部を助成します

名寄市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業

環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進に寄与することを目的として、市内の新築または既存住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

●設置住宅

市内の新築または既存住宅の屋根などへ設置するもの。

※店舗および事務所などの併用住宅を含む。建築基準法その他関係法令に違反していないもの。

●対象

次のいずれにも該当する方。

- ①本市に住所を有する方または住所を有する予定の方
- ②自らが居住しているまたは居住しようとする市内の住宅に、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方
- ③電力会社と電力需給契約を締結する方
- ④本人および同居の家族が市税などの滞納をしていない方
- ⑤これまでに補助金の交付を受けたことがない方

●補助金額

1戸あたり7万円（上限4戸、1補助対象者につき最大28万円）

●受付期間

6月3日（月）～6月28日（金）

●補助対象経費

次の項目に該当する費用。

- ①太陽電池モジュール
- ②架台
- ③インバータ
- ④保護装置
- ⑤接続箱
- ⑥直流側開閉器
- ⑦交流側開閉器
- ⑧配線・配線器具の購入および据付けに要する費用
- ⑨設置工事に係る費用
- ⑩余剰電力販売用電力量計
- ⑪発電電力を測定できる機能を有した機器

●定期報告

モニターとして、発電状況などを報告していただきます。

- ①補助対象設備を設置した翌月から2年間
- ②発電量などに係るデータを半年ごとに提出

前期分(4月～9月) ↓ 10月末まで

後期分(10月～3月) ↓ 翌年4月末まで

手続の流れ

① 交付申請

受付期間内に、申請書に次の書類を添えて提出してください。

【提出書類】

- ・申請者および同居家族の納税証明書
- ・図面（平面図、正面図および側面図）
- ・工事請負契約書の写し、売買契約書の写しまたは見積書の写し
- ・太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し

(審査)

※一住宅につき、発電システムは一基とします。ただし、二世帯住宅については二基までとします。

② 交付決定

交付申請の後、その内容を審査し、予算の範囲内で交付決定します。

交付申請の合計額が、予算の範囲を超える提出があったときは、左表の優先順位により交付を決定します。同位の場合には、公開抽選を実施します。

【優先順位】

申請時の住所	事業所の所在地	優先順位
市内	市内	1
市外	市内	2
市内	市外	3
市外	市外	4

※市内業者=市内に本店、支店、営業所を有している業者

③ 設置工事の着手
販売住宅の引渡し

交付決定の後、設置工事の着手および販売住宅については引渡しを行ってください。

なお、平成25年度の交付申請については、平成25年4月1日以降に設置工事着手した場合および販売住宅の引渡しをした場合を含みます。

④ 完了報告

次の書類を、事業完了後すみやかに提出してください。

なお、提出期限は、補助金交付申請年度の3月15日です。

【提出書類】

- ・カラー写真
- ・領収書または請求書の写し
- ・電力会社との電力受給契約確認書の写し
- ・住民票原本

⑤ 確定通知

完了報告があった後、その内容を審査し、補助金の額を確定します。

⑥ 請求書提出

確定通知を受けた後、すみやかに請求書を提出してください。

⑦ 補助金交付

請求後の30日以内に補助金を交付します。

⑧ 定期報告

設備の設置後2年間、半年ごとに提出してください。

●市民説明会を開催します

- ・とき 6月14日(金) 18時30分
 - ・ところ 駅前交流プラザ「よろーな」2階
- ※参加は自由で事前申込は不要です。

申し込み・問い合わせ

企画課企画調整係（名寄庁舎3階）
☎01654③2111
（内線3312）